

障がいのある人もない人も お互いを認め合い共に生きる社会へ

「障害者差別解消法」が、4月1日から施行されます。障がい者を理由にした差別をなくし、誰もがいきいきと暮らせる社会をつくっていくために、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 障者福祉課 (第三庁舎1階) ☎963119164

障がいのある人への差別をなくすために

障がいのある人への差別をなくすための基本的な項目や、行政機関(国や地方公共団体など)・民間事業者(会社やお店など)の対応方法等について定めた「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、今年4月1日から施行されます。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もすべての人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定されました。

対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人すべてに及び、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

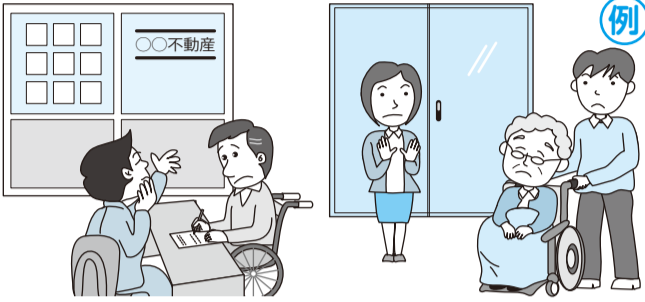
障がいを理由とした差別とは?

具体的にどういことが差別になるのかを判断するための物差しを法律で定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進します。この法律により、障がいのある人に対する「不当

な差別的取扱い」の禁止と「合理的な配慮を行うこと」が求められます。

〈不当な差別的取扱い〉の禁止

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり場所や時間帯を制限すること、障がいのない人に付けない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。



例
・障がいを理由にアパートを貸してもらえなかった
・お店に入ろうとしたら車を貸す理由に断られた

〈合理的な配慮を行うこと〉

障がいのある人から、困っていることを取り除いてほしいなど何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担に

なり過ぎない範囲で、問題を解決するための合理的な配慮が求められます。困難な状況を解決するために、相手の障がいに合ったやり方や工夫による対応を行わないことは、差別に当たります。

例



例
・施設内の段差があるところでサポートする
・難しい漢字にふりがなをつける
・障がいのある人に合った方法(筆談・読み上げなど)で対応する

障害者差別解消法 4月の施行に向けて

法律が施行されると、下表の通り、不当な差別的取扱いは、行政機関だけでなく民間事業者でも禁止されます。また、障が

	障がいを理由にした不当な差別的取扱い	障がいのある人への合理的な配慮
行政機関 (国・地方公共団体など)	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます	法的義務 合理的な配慮を行わなければなりません
民間事業者 (個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます)	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます	努力義務 合理的な配慮を行うよう努めなければなりません

合理的な配慮を行うための費用や負担が重過ぎる場合などは、ほかのやり方や工夫を考へることになります。それでも対応が難しい場合は、障がいのある人に説明して理解を得るよう努めることが求められます。



3月20日(祝)・27日(日)・4月3日(日) 市民課の窓口を開庁します

転入・転居等に関する届出が増える年度末と年度初め(3月27日(日)・4月3日(日))に、市民課窓口を臨時開庁します。また、毎月第3日曜日(3月は20日)に実施している市民課業務も通常通り行います。

本人または同一世帯の方(戸籍謄抄本は同一戸籍内・直系尊属・直系卑属)の申請に限りです。

- ▽転入・転出・転居等の住民異動届出
- ▽印鑑登録の受付
- ▽戸籍届出の受付
- ▽国民年金の加入・喪失の手続き

休日窓口の注意点

○住民異動届出とあわせ、国民健康保険の加入・喪失手続きができます。ただし、

3月議会が開かれています

3月定例会が2月24日から市役所議場で開かれています。日程は次のとおりです。

2月24日 開会	25日～26日 議案調査のため休会	7日～9日 予算特別委員会開催
閉会中の継続審査案件の上程、第4次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会の閉会、平成28年度施政方針および教育行政方針の説明、市長提出議案の説明	27日～28日 休日のため休会	10日～11日 各常任委員会開催
2月24日 開会	29日～3月1日 市政に対する代表質問	12日～13日 休日のため休会
閉会中の継続審査案件の上程、第4次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会の閉会、平成28年度施政方針および教育行政方針の説明、市長提出議案の説明	2日 市政に対する代表質問、市長提出議案の質疑、予算特別委員会の設置および委員の選任	14日 各常任委員会開催
3日～4日 予算特別委員会開催	3日～4日 予算特別委員会開催	15日 議案調査のため休会
5日～6日 休日のため休会	5日～6日 休日のため休会	16日 各常任委員会開催
		17日 質疑・討論・採決閉会